伐採届の伐採率を本数で行う場合

　伐採率の計算は地域森林整備計画上、材積で計算することとなっていますが、本数で伐採率を求めることも認められています。本数で伐採率を計算する場合は「求積配置図」に木の位置を表したものを添付していただくようお願いします。

　本数として数えるのは、高さ1.2ｍ（胸の高さ程）で直径4ｃｍ以上のものとなります。伐採する木には印をし、伐採前に写真を撮影するようお願いいたします。

求積配置図（例）

敷地に全10本あり、3本伐採する場合。（30％（3/10）の伐採）

茶色：求積配置図

○：残存木

×：伐採木

敷地に全10本あり、4本伐採する場合。（40％（4/10）の伐採）※既に建造物がある場合

※注意事項

1.例はあくまで参考であり、残存木と伐採木がわかればどのような形でも大丈夫です。

2.保健休養外では伐採率70％が上限となります。

3.保健休養地内での伐採では伐採率30％が上限となります。（材積の場合も同様です。）

但し、状況により最大40％までの伐採が可能です。この場合は10％の植栽をしていただき30％に戻していただくこととなります。（材積の場合も同様です。）

駐車場

住宅

茶色：求積配置図

○：残存木

×：伐採木

青色：既存建物

※伐採後1本の植栽あり